

令和3年度 滋賀支部事業報告書



全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ



目次

◆ 基盤的保険者機能関係

- サービス水準の向上 P5
- 限度額適用認定証の利用促進 P7
- 現金給付の適正化の推進 P9
- 効果的なレセプト点検の推進 P10
- 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 P14
- あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 P16
- 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 P17
- 被扶養者資格の再確認の徹底 P21
- オンライン資格確認の円滑な実施 P23
- 業務改革の推進 P24

◆ 戦略的保険者機能関係

- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 P25
- 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 P40
- ジェネリック医薬品の使用促進 P42
- インセンティブ制度の着実な実施 P45



目次

● 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	P46
● 調査研究の推進	P50
◆ 組織・運営体制関係	
● 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	p52
● 人事評価制度の適正な運用	P53
● OJTを中心とした人材育成	p54
● 支部業績評価の実施	p55
● リスク管理	p56
● コンプライアンスの徹底	p57
● 費用対効果を踏まえたコスト削減等	p58

1 基盤的保険者機能関係

(1) サービス水準の向上

《事業計画》

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
 - ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
 - ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。
- KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考） 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
サービススタンダードの達成状況	100%	99.9%	100%	100%	
現金給付等の申請に係る郵送化率	93.9%	95.5%	95.0%	95.5%	

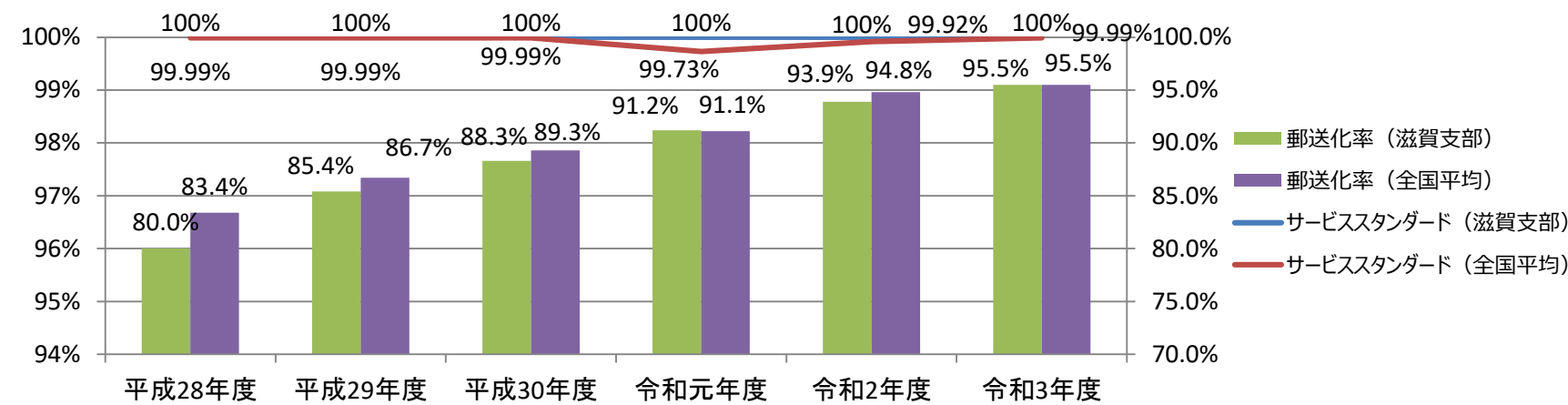
《実施結果》

- ・ 適正な事務処理の進捗管理に努め、現金給付のサービススタンダードを遵守した。
- ・ 事業主、加入者への周知、広報等により申請書の郵送化率の向上を図った。
- ・ 支部窓口に来所された社会保険労務士に対して郵送による申請書の提出を依頼する文書を配付した。
- ・ 退職者の多い適用事業所に対して「任意継続セット」を、限度額認定証の利用が見込まれる医療機関に対して「限度額認定証セット」を配布し、現金給付等の申請に係る郵送化率の向上を図った。

《評価と課題》

- ・ 現金給付のサービススタンダードは100%を達成し、平均処理日数についても前年度と比べて短縮できた。
- ・ 現金給付等の申請に係る郵送化率については、前年度を大きく上回りKPIの目標を達成できた。

健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率・郵送化率



健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率

（サービススタンダード）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率	滋賀	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	全国	99.99%	99.99%	99.99%	99.73%	99.92%	99.99%
健康保険給付の受付から振込までの平均日数	滋賀	7.82日	8.61日	8.01日	7.85日	7.01日	6.97日
	全国	8.11日	8.03日	7.68日	7.87日	7.46日	7.44日

郵送化率

（申請書受付 郵送化）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
郵送化率（%）	滋賀	80.0	85.4	88.3	91.2	93.9	95.5
	全国	83.4	86.7	89.3	91.1	94.8	95.5

1 基盤的保険者機能関係

(2) 限度額適用認定証の利用促進

《事業計画》

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町窓口申請書に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

数値指標

KPIの設定なし

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合について、前年度を上回る。
【参考】 令和2年度実績 80.6% 令和3年度実績 84.2%

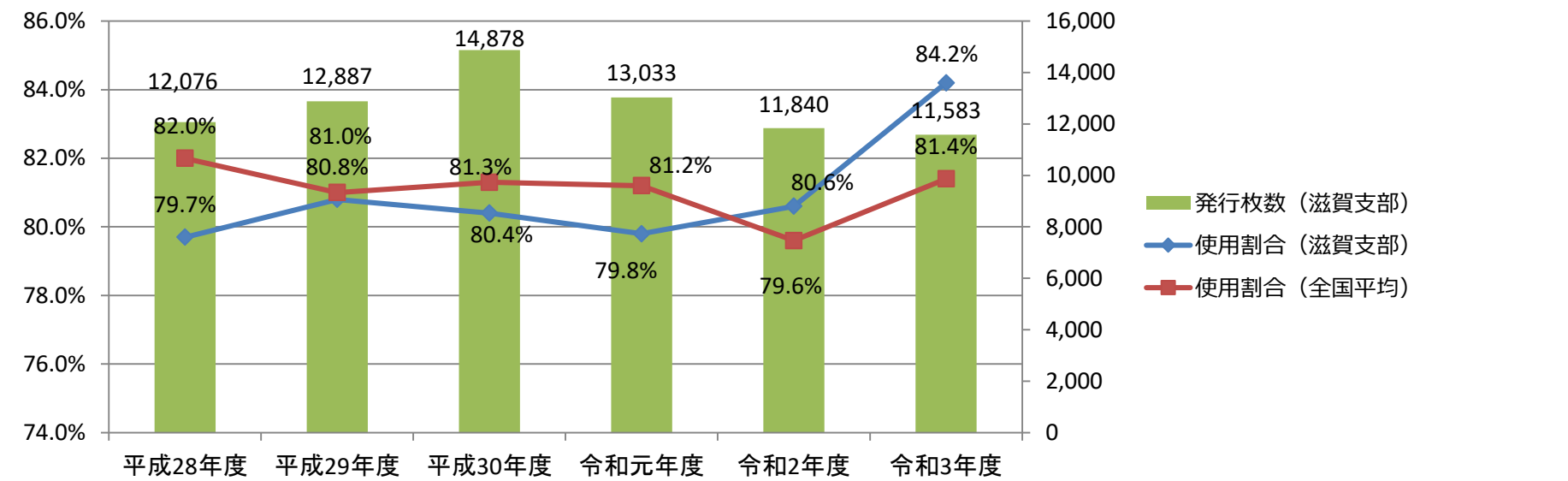
《実施結果》

- ・ 眼科・産婦人科等の医療機関に対する限度額適用認定証の利用勧奨を94医療機関へ文書及び電話にて実施した。
- ・ 限度額適用認定証の利用促進ポスターを作成して、県内の2,148医療機関へ送付。窓口掲示板等に掲示していただくように依頼を行い、加入者への制度周知や利用促進を図った。
- ・ 納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報等による周知広報を実施した。

《評価と課題》

- ・ 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合については、前年度を大きく上回り目標を達成できた。
- ・ 申請書が配置できていない医療機関や、限度額認定証の利用が見込まれる医療機関への申請書の配置や利用促進を引き続き実施する。

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合



		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度
使用割合	滋賀	79.7%	80.8%	80.4%	79.8%	80.6%	84.2%
	全国	82.0%	81.0%	81.3%	81.2%	79.6%	81.4%(12月末)
発行件数	滋賀	12,076件	12,887件	14,878件	13,033件	11,840件	11,583件

1 基盤的保険者機能関係

(3) 現金給付の適正化の推進

《事業計画》

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

数値指標

KPIの設定なし

《実施結果》

- ・ 資格取得から申請までの期間が60日未満の手当金申請について、事業主に雇用契約や雇用保険の加入状況等の調査を実施した。
- ・ 傷病手当金受給中の標準報酬月額の変額事案について、彦根年金事務所と合同で立入検査を実施。立入検査の結果、傷病手当金受給中は、無報酬であることを確認して標準報酬月額変更の取消届を提出させた。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整については、本部から提供される疑義リストを再点検し、必要に応じて返納金の請求を行った。

《評価と課題》

- ・ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにより議論を行い、現金給付の適正化の推進を図った。

併給調整による返納金調定件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
雇用状況調査	44件	23件	49件
プロジェクト会議開催	12回	12回	12回

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
障害年金	42人	50人	45人
老齢年金	14人	22人	25人

1 基盤的保険者機能関係

(4) 効果的なレセプト点検の推進

《事業計画》

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検のあり方について検討する。

- KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

（ ）内の数値は全国順位

数値指標（KPI）	目標 令和3年度 全国	実績 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.318%以上	0.332%	0.376%以上	0.386%（6位）	
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	5,377円以上	6,330円	5,004円以上	4,721円（40位）	

i) 効果的な内容点検の実施

《実施結果》

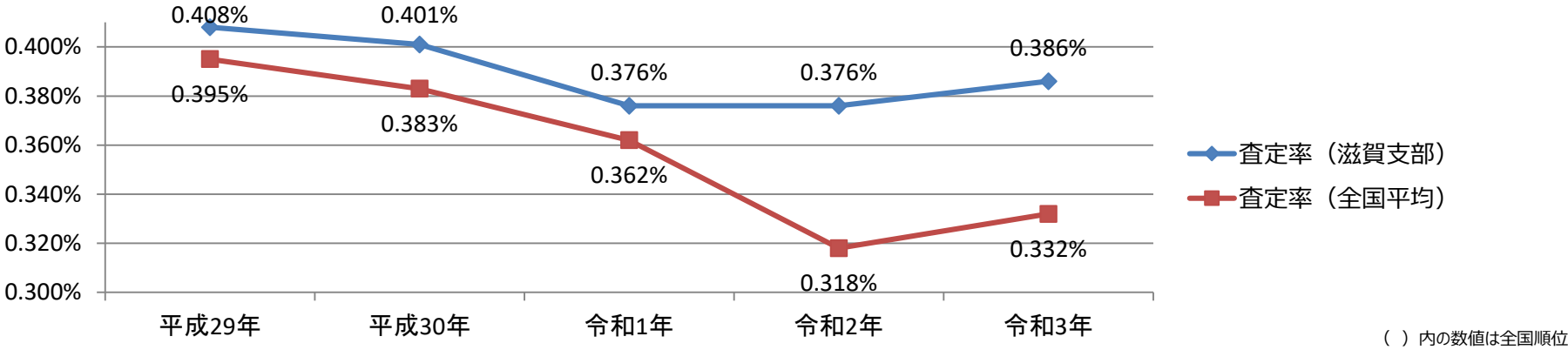
- ・支払基金と原審査事例の協議・共有を行い、疑義レセプト再審査の効率化に取り組んだ。
- ・滋賀支部主催の外部講師研修を実施（12/6）、他支部と連携し合同開催により点検員のスキルアップ及び情報共有を図った。

<<評価と課題>>

- ・点検員のスキルの底上げや支払基金の審査向上より、K P I ①の査定率は0.01%上回った。しかし、K P I ②の査定単価に関しては、283円前年に届かなかった。
- ・査定単価の向上は、点検員のスキル向上は認められるものの、採用から1～3年の点検員が大半を占めていることにより、未だ道半ばである。令和4年度以降も育成に力点を置き向上を図っていく。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
レセプト受付枚数	312,856	360,814	327,939	314,991	341,447	339,558	320,152	320,536	337,397	334,835	335,264	314,538	3,960,327
原審査件数 (支払基金における審査)	1,899	2,251	2,043	2,021	2,209	2,340	2,066	2,125	2,342	2,215	2,283	2,197	25,991
再審査請求件数 (協会における審査)	516	615	479	646	540	634	700	525	620	578	491	516	6,860

レセプト点検の査定率



		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療費総額	滋賀	46,756,381,760円	47,821,548,790円	49,370,101,310円	47,244,724,400円	50,898,520,050円
査定額	滋賀	190,836,850円	191,851,620円	185,770,020円	177,773,160円	196,340,040円
査定率	滋賀	0.408% (10位)	0.401% (10位)	0.376% (13位)	0.376% (8位)	0.386% (6位)
	全国	0.395%	0.383%	0.362%	0.318%	0.332%

ii) 効果的な資格点検の実施

《実施結果》

- ・喪失後にかかる受診状況の確認のため医療機関照会を毎月進捗管理のもと遅滞なく実施。
- ・オンライン資格確認導入医療機関やそれ以外の医療機関に対応した照会や本人返納の方向性を直ちに実施した。
- ・再審査請求件数や点検効果は、例年並みとなっている。

《評価と課題》

- ・資格点検エラーに関し、早期かつ漏れなく点検を実施し、医療機関にレセプトを返戻もしくは、本人返納へ実行した。
- ・国におけるオンライン資格確認導入によって、エラー件数は減少しているものの、それに伴う事務が煩雑化しており、なお、事務作業の効率化が必要である。
- ・本部・支部間で、オンライン資格確認業務の早期のマニュアル化に向け情報交換を行っていく。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
資格点検エラー件数	4,580	3,967	5,299	7,135	8,440	9,190	11,246	4,200	3,992	3,871	3,399	3,599	68,918
資格点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
医療機関照会件数	592	482	649	1,504	648	721	613	621	384	488	329	358	7,389
レセプト返戻件数	472	893	711	595	1,645	1,154	1,223	1,103	498	1,886	788	1,946	12,914
資格点検効果額 加入者1人当り（累計）	217	297	465	586	672	919	1,072	1,252	1,349	1,401	1,574	1,741	—

iii) 効果的な外傷点検の実施

《実施結果》

・業務手順書に基づき外傷レセプトの新規分点検・負傷原因照会をもれなく実施し、加害者求償に移行した。

《評価と課題》

・業務手順書に基づき外傷レセプトを漏れなく点検し加害者求償を実施した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
負傷原因照会件数	139	124	142	127	125	143	142	141	146	130	131	135	1,625
回答件数	122	105	168	131	107	136	100	141	179	92	120	133	1,534
再照会件数	124	160	126	125	131	108	139	116	141	156	130	119	1,575
傷病届受付件数	20	14	29	18	14	12	18	16	22	20	7	13	203
受付残件数	118	122	137	138	138	136	137	140	148	148	141	119	—
外傷点検効果額 加入者1人当り（累計）	14	43	82	123	138	143	172	190	195	205	214	228	—

iv) 多受診者への適正受診指導の強化

《実施結果》

・多受診対象者を管理し、状況に応じて本人への照会・アンケート、かかりつけ医の啓発を実施した。

《評価と課題》

・新規対象者には速やかに照会・アンケートを実施し、既存対象者にはタイミングを見計らいながら照会・アンケートを実施した。
1名増の結果だが、翌月には年度当初の同数の管理対象者数となった。

1 基盤的保険者機能関係

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

《事業計画》

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受療についての正しい知識の普及を図る。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考） 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合	0.46%	1.00%	0.46%以下	0.40%	

《実施結果》

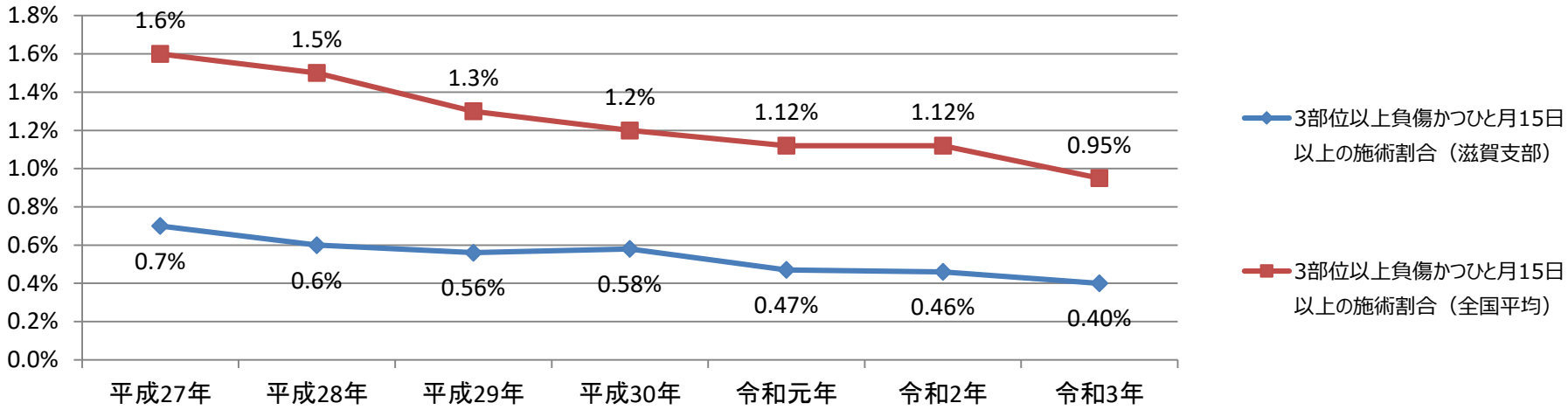
- ・ 施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術に対する患者照会を全件実施した。
- ・ 部位ころがしが疑われる長期請求や審査会指摘の高額請求傾向が続いている加入者に対して患者照会を実施した。また、同一被保険者の長期間施術の割合や3部位以上の請求割合が高い施術所に対して文書指導を実施した。
- ・ 柔道整復療養費面接確認委員会による面接指導を通じて、不正が疑われる施術所の改善指導を実施した。（令和3年度5件実施）

《評価と課題》

- ・ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合については、患者照会や施術所への文書指導等を実施した結果、KPIの目標を達成できた。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
照会件数	423	461	519	328	489	437	409	388	389	399	395	347	4,984
部位ころがし照会件数	348	313	334	296	462	268	318	282	281	305	255	252	3,714
3部位15日以上施術所数	46	56	55	63	53	45	48	48	49	38	34	29	564
3部位15日以上割合	0.40	0.48	0.47	0.51	0.44	0.39	0.41	0.40	0.42	0.33	0.31	0.27	0.40

3 部位以上負傷かつひと月 1 5 日以上の施術割合



			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度
【KPI】 3部位以上負傷 かつひと月15日 以上の施術	滋賀	件数 (件)	814	732	727	769	504	604	564
		割合 (%)	0.7	0.6	0.56	0.58	0.47	0.46	0.40
	全国	件数 (件)	244,817	230,096	204,407	189,660	175,883	160,251	143,059
		割合 (%)	1.6	1.5	1.3	1.2	1.12	1.12	0.95

1 基盤的保険者機能関係

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

《事業計画》

- ・ 審査手順の標準化を推進する。
- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の同意・再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

数値指標	KPIの設定なし
------	----------

《実施結果》

- ・ 初回申請の医師の同意書、6か月毎の申請における再同意書の添付の確認を全件実施した。
- ・ 保険適用について、疑義が生じた申請については、医師照会や患者照会等を実施した。
- ・ オンライン診療による医師の同意書が添付されていた鍼灸療養費について、全件返戻処理を行い、施術者へ指導や厚生局への情報提供を行った。

《評価と課題》

- ・ 保険適用に疑義が生じた申請については、医師照会や患者照会を行い、現金給付の適正化を推進した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費支払件数	252	282	264	268	264	283	357	335	340	312	277	322	3,556
保険給付適正化PT審議件数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
うち情報提供件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

1 基盤的保険者機能関係

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

《事業計画》

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
 - ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
 - ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

() 内の数値は全国順位

数値指標 (KPI)	目標 令和 3 年度 全国	実績 令和 3 年度 全国	目標 令和 3 年度 滋賀支部	実績 令和 3 年度 滋賀支部	備考
資格喪失後1か月以内の保険証回収率	92.41%以上	84.11%	92.72%以上	86.06%(37位)	
返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率	53.40%以上	55.48%	82.19%以上	79.99%(5位)	

数値指標 (支部)	目標 令和 3 年度 滋賀支部	実績 令和 3 年度 滋賀支部	備考
債権残高（返納金）について前年度より下回る。	48,048,090円以下	43,469,076円	
債権管理・保険者間調整による返納金回収件数（債務者数）について前年度を上回る。	229件以上	197件	

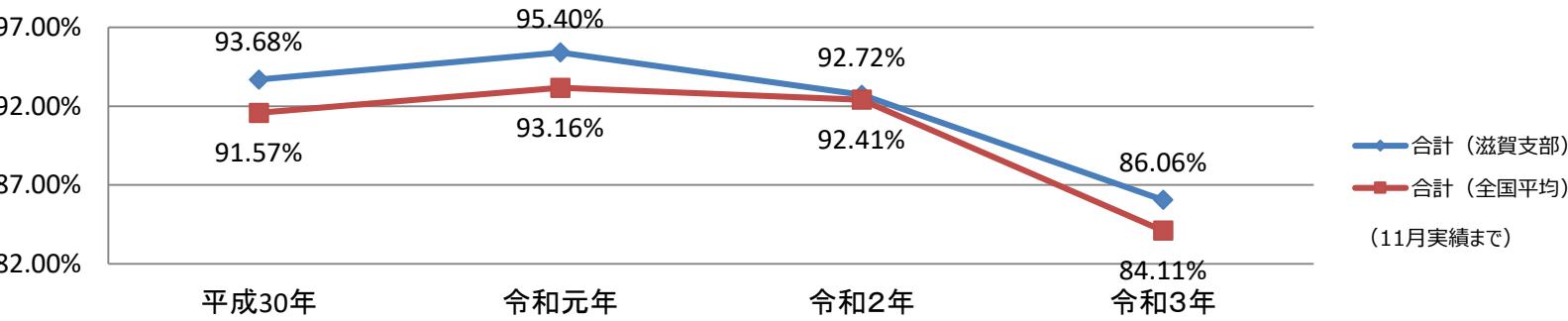
《実施結果》

- ① 債権回収計画に基づき、郵送による催告、更に保険証未回収者への電話催告を実施した。
- ② 電子申請に伴う保険証回収強化の為、県内年金機構に対し保険証回収の現状を説明、保険証早期回収の依頼を実施した。

《評価と課題》

- ・ 債権回収計画に基づき、対象者への早期対応、債務者の属性に対応した郵送・弁護士名催告・訪問催告・法的措置による催告を実施し、前年度並みの結果が得られた。
- ・ 保険証回収においては、電子申請に伴う保険証送付の遅延、その保険証回収強化により、県内年金機構や社労士会に対し保険証回収の現状説明し、保険証早期回収の協力依頼を実施してきたが、昨年より落ち込んだ数字となった。今後は電子申請分の判別がシステム対応することによって、より緻密な回収督促業務に移行していく。

保険証回収率（一般加入者・任意継続）

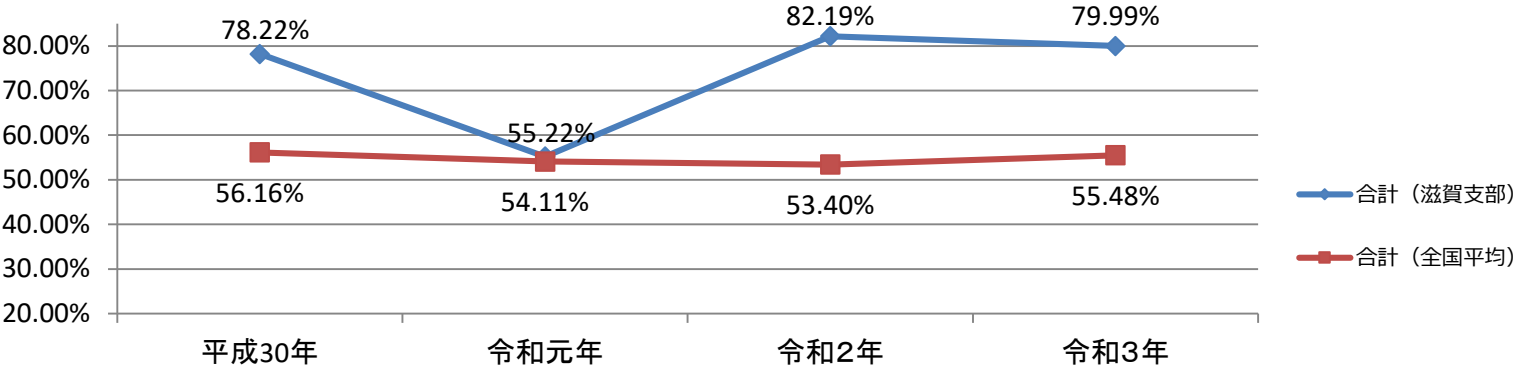


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文書催告件数	2,259	2,132	1,321	1,041	1,025	1,073	954	1,021	893	803	1,043	861	14,426
電話催告件数	27	9	19	24	33	23	22	25	23	28	17	15	265
保険証回収率（%）	88.66%	88.32%	87.81%	87.80%	87.65%	86.86%	87.02%	86.81%	86.34%	86.28%	86.24%	86.06%	

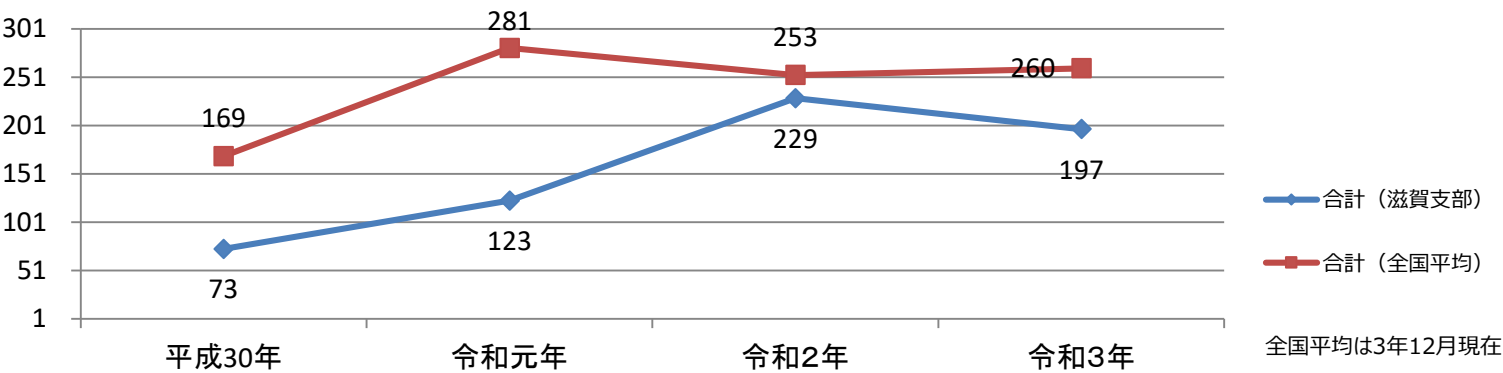
周知・広報

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勸奨内容			電話勸奨 (事業所)	社労士への文書勸奨	新規適用事業所への勸奨開始	後日回収直送広報(Web)	後日回収直送広報(紙面納告チラシ)		文書勸奨(派遣事業所)	文書勸奨(事業所)	文書勸奨(自治体)	電話勸奨(自治体)	
件数				400	90		15,000		41	32	24	24	15,611

債権回収年度別推移



保険者間調整件数年度別推移



③ 債権回収計画に基づき、未納者に対する各種催告（郵便・訪問・電話）を速やかに実施、なお高額な債務者に対しては、法的措置を実施し回収業務を推進しているが、保険者間調整金額の増による一時的未回収期間のため回収率が減となっている。

返納金債権の回収

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
返納金調定件数	114	117	112	105	143	277	141	141	136	153	160	152	1,751
時効消滅件数	11	9	3	8	5	4	4	9	5	5	5	10	78
返納金調定金額	2,717,763	7,117,718	2,387,113	3,646,604	4,273,240	4,517,595	8,919,932	16,810,350	11,097,242	3,727,062	5,301,042	5,686,876	76,202,537
返納金残額	323,112	3,186,186	964,082	1,004,279	735,371	1,922,008	8,308,000	12,199,080	12,706,138	6,904,384	8,071,553	11,206,635	—
返納金回収率	52.26%	38.64%	36.34%	42.38%	35.32%	43.24%	28.64%	40.23%	40.84%	56.27%	58.78%	79.99%	—

返納金債権の催告

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文書催告件数	425	343	487	298	271	371	249	301	355	385	337	356	4,178
電話催告件数	16	17	26	19	31	28	18	13	14	18	26	27	253
訪問催告件数	38	22	12	24	0	0	19	20	18	0	0	10	163
弁護士名催告	22	34	26	32	58	39	17	36	40	33	28	24	389
法的措置収納完済件数	4	1	5	3	6	4	1	3	0	4	0	3	34

保険者間調整の利用促進

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保険者間調整件数	8	4	15	16	25	12	24	28	17	17	13	18	197

1 基盤的保険者機能関係

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

《事業計画》

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
 - ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
 - ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考） 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	93.1%	91.3%	93.0%	93.1%	

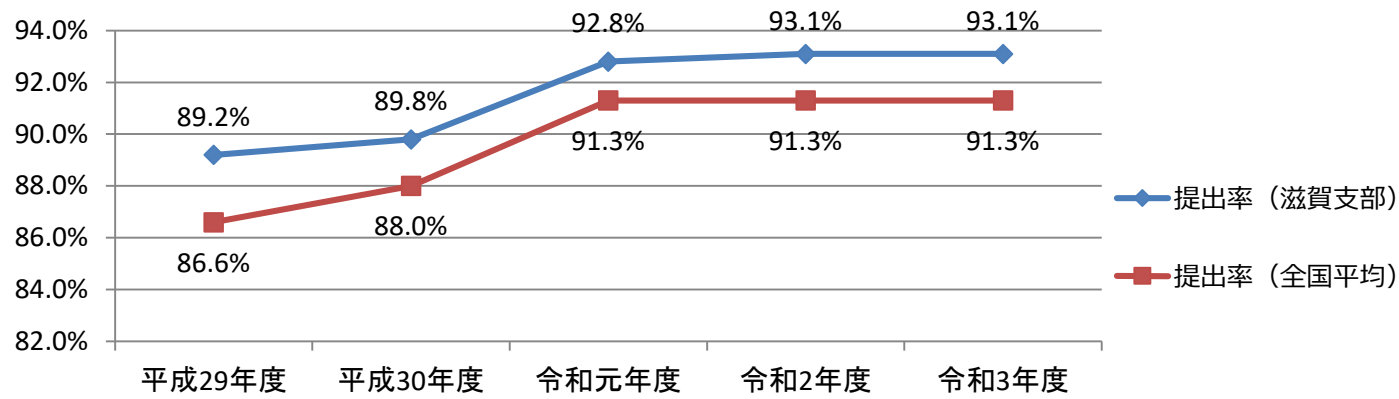
《実施結果》

- ・ 令和3年7月に社会保険労務士会等へ被扶養者資格再確認業務に係る扶養者状況リストの送付方法について周知を依頼した。
- ・ 令和3年8月に日本年金機構へ被扶養者資格再確認業務に係る届出後の入力処理等について協力を依頼した。
- ・ 令和3年10月下旬から11月中旬に事業主へ被扶養者状況リストを送付した。
- ・ 令和4年2月上旬に未提出事業所へ被扶養者状況リストを再送付した。
- ・ 令和4年2月下旬から3月下旬に未提出事業所へ電話による届出勧奨を実施した。

《評価と課題》

- ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率については、令和4年2月下旬以降に未提出事業所への電話による届出勧奨を積極的に実施することで、KPIの目標を達成できた。

対象事業所からの被扶養者資格再確認書の提出率等



			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象事業所数	滋賀	件数	11,891	12,188	13,226	12,272	12,429
	全国	件数	1,263,914	1,315,182	1,446,812	1,334,462	1,346,980
提出事業所数	滋賀	件数	10,608	10,947	12,278	11,430	11,574
		提出率	89.2%	89.8%	92.8%	93.1%	93.1%
	全国	件数	1,094,139	1,156,747	1,321,600	1,218,317	1,229,381
		提出率	86.6%	88.0%	91.3%	91.3%	91.3%
勸奨件数	滋賀	件数	-	-	4,206	1,908	2,075
対象被扶養者数	滋賀	件数	67,211人	67,837人	132,134人	62,529人	60,113人
	全国	件数	7,381,647人	7,480,414人	13,204,839人	6,881,410人	6,344,619人
被扶養者削除人数	滋賀	件数	655人	660人	620人	617人	835人
		削除率	0.97%	0.97%	0.47%	0.99%	1.35%
	全国	件数	75,685人	70,897人	66,193人	68,027人	73,047人
		削除率	1.03%	0.95%	0.47%	0.99%	1.08%

1 基盤的保険者機能関係

(9) オンライン資格確認の円滑な実施

《事業計画》

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考） 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする【本部実施】	%	未実施	%	未実施	

《実施結果》

- ・ 納入告知書同封チラシに記事掲載（12月）

《評価と課題》

- ・ 支部のKPIは定められていないが、適切な時期に広報を実施する。

1 基盤的保険者機能関係

(10) 業務改革の推進

《事業計画》

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

数値指標

KPIの設定なし

《実施結果》

- ・ 各ユニットごとにミーティングや勉強会を開催して、業務処理手順の確認や知識の向上を図った。
- ・ 確認者のジョブローテーションを4月及び12月に実施して、職員の多能化を図った。
- ・ 審査・確認に集中する時間を設定して、事務処理速度や生産性の向上を図った。

《評価と課題》

- ・ 育成計画に基づき審査者・確認者の多能化と生産性の向上を図った。また、傷病手当金の申請件数の増加に対しては、柔軟な事務処理体制を実施する中で、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守できた。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決裁者・確認者ミーティング	12回	11回	11回
知識テスト	－	8回	12回
勉強会	12回	11回	12回

2 戦略的保険者機能関係

(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

《事業計画》

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

（滋賀支部データヘルス計画）

□上位目標（10年程度先に成果を評価する目標）

滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る。

（目標：年間一人当たり入院医療費を4,600円より下回る）

□中位目標（6年後に達成すべき目標）

生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少

（中間目標 2020年度：36.6%）

《実施策》

- ・県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。
- また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行う。
- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。
- ・アクション宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

<<事業計画>>

- ・ 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
 - ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
 - ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。
- また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。
- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を67.7%以上とする
② 事業者健診データ取得率を12.8%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を37.1%以上とする

数値指標（KPI）	実績		（参考）目標	目標		備考
	令和2年度	滋賀支部		令和3年度	滋賀支部	
生活習慣病予防健診実施率		64.3%	58.5%	67.7%	66.0%	92,233人/139,710人
事業者健診データ取得率		11.2%	8.5%	12.8%	13.3%	18,565人/139,710人
被扶養者の特定健診実施率		33.7%	31.3%	37.1%	38.4%	14,524人/37,819人

①生活習慣病予防健診（被保険者）

《実施結果》

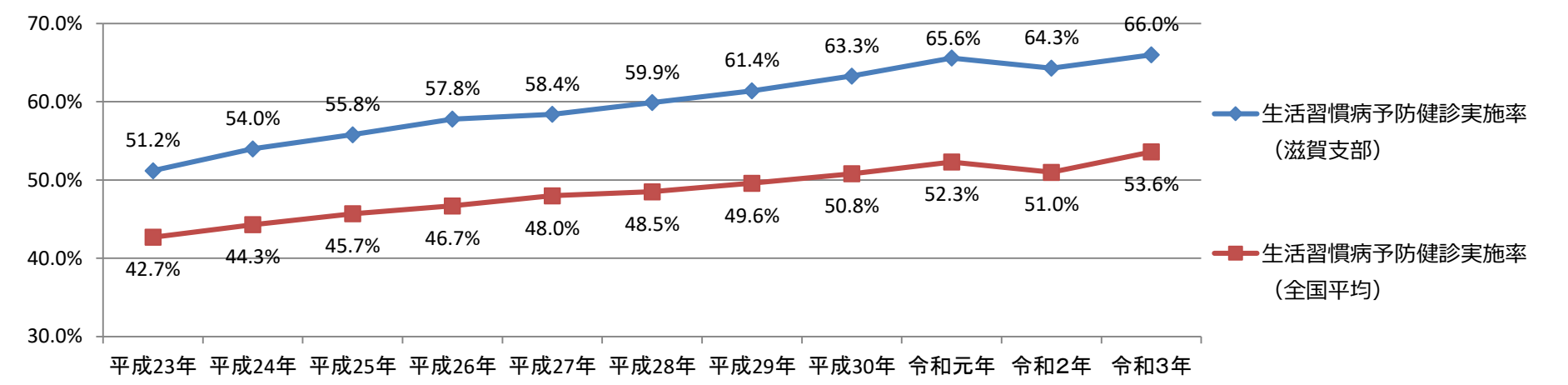
- ①インセンティブ契約機関は28機関（前年度25機関）。
- ② 4月－5月については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度の健診受診者数より増加している。
- ③対象人数の少ない事業所へのDM勧奨を10/7送付（6,633先）。勧奨に合わせて集団健診日程や会場の周知し、ドック補助を利用した健診機関の拡大を図った。次年度に向けて集団健診の個別案内の実施も検討。
- ④新規適用事業所及び任意継続被保険者に対する案内も毎月実施している。

《評価と課題》

令和2年度に引き続きコロナ禍ではあったが、健診機関でのリスク対策も講じているため、令和元年度を上回る結果となった。しかしながら、健診の対象者の人数が少ない事業所ほど健診受診率が低いことから、こういった小規模事業所の健診受診率を向上させることが課題である。

目標	上期（中間） 31.2%						下期（期末） 67.7%					
対象者 139,710人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受診者数	6,282	6,048	7,896	9,619	6,977	8,837	8,885	8,675	7,312	7,161	7,348	7,193
受診者数 （累計）	6,282	12,330	20,226	29,845	36,822	45,659	54,544	63,219	70,531	77,692	85,040	92,233
実施率	4.49%	8.83%	14.48%	21.36%	26.36%	32.68%	39.04%	45.25%	50.48%	55.61%	60.87%	66.02%
前年実績	3,872	3,770	8,267	9,614	7,400	9,158	9,184	8,323	7,743	7,086	7,803	6,382
伸び率 （累計）	162%	161%	127%	117%	112%	109%	106%	106%	105%	104%	103%	104%

生活習慣病予防健診実績の推移



() 内の数値は全国順位

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数 (40～74歳)		105,066人	106,796人	110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	139,710人
受診者数 (実績)		53,792人	57,665人	61,647人	65,880人	69,152人	73,199人	78,045人	83,444人	89,002人	88,602人	92,233人
実 施 率	滋賀	51.2% (12位)	54.0% (11位)	55.8% (11位)	57.8% (9位)	58.4% (10位)	59.9% (8位)	61.4% (8位)	63.3% (5位)	65.6% (6位)	64.3% (7位)	66.0% (8位)
	全国	42.7%	44.3%	45.7%	46.7%	48.0%	48.5%	49.6%	50.8%	52.3%	51.0%	53.6% (暫定)

② 事業者健診データ取得（被保険者）

《実施結果》

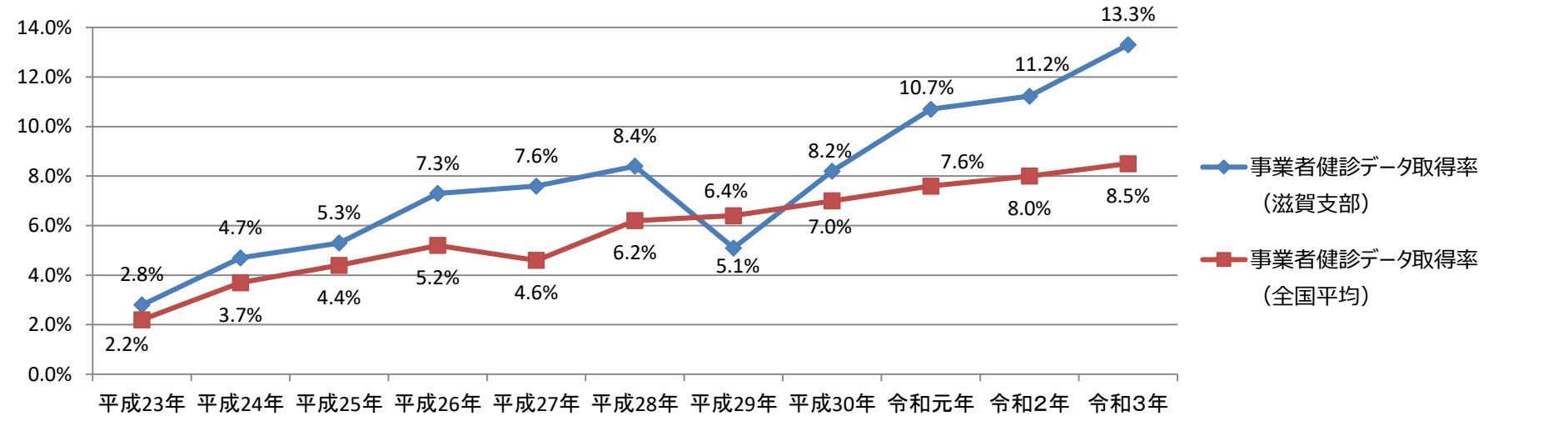
- ①滋賀労働局長との連名勧奨を10/4より開始。電話による勧奨も10/11より開始した（1,266先）。年度内の健診結果の取り込みを確実に遂行するため、12月に健診機関へデータ提供を実施した。（同意書取得状況：288先／1,266先）。
- ②健診結果を紙データで提供される際に、項目不足を事前に案内することで、項目不足による取り込みエラーを防止する。
- ③健診推進経費を活用（健診結果の早期提供にインセンティブ付与）し、早期及び確実な取り込みを行い、特定保健指導の案内も早期に実施する。

《評価と課題》

労働局長との連名勧奨後の電話勧奨結果からも、小規模事業所における健診実施状況が低かったことから、事業者健診結果データの提供ではなく、協会けんぽの生活習慣病予防健診のメリットを伝え、ご利用いただくことが必要。
毎年の提供依頼に、同意いただいていない事業所については、他の経済団体や関係団体からの協力依頼を行っていくことも必要。

目標	上期（中間） 5.1%						下期（期末） 12.8%					
対象者 139,710人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受診者数	618	109	975	1,071	1,510	3,249	930	2,225	1,166	808	2,388	3,516
受診者数 （累計）	618	727	1,702	2,773	4,283	7,532	8,462	10,687	11,853	12,661	15,049	18,565
実施率	0.44%	0.52%	1.22%	1.98%	3.07%	5.39%	6.06%	7.65%	8.48%	9.06%	10.77%	13.29%
前年実績	0	305	192	0	273	1,707	563	2,312	2,167	3,254	1,230	3,487
伸び率 （累計）	－	238%	342%	558%	556%	304%	278%	200%	158%	118%	125%	120%

事業者健診結果データ取得実績の推移



() 内の数値は全国順位

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数 (40～74歳)		105,066人	106,796人	110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	139,710
受診者数 (実績)		2,892人	5,034人	5,848人	8,301人	9,034人	10,314人	6,506人	10,862人	14,501人	15,481人	18,565人
実施率	滋賀	2.8% (16位)	4.7% (18位)	5.3% (19位)	7.3% (13位)	7.6% (7位)	8.4% (17位)	5.1% (35位)	8.2% (20位)	10.7% (13位)	11.2% (12位)	13.3% (9位)
	全国	2.2%	3.7%	4.4%	5.2%	4.6%	6.2%	6.4%	7.0%	7.6%	8.0%	8.5% (暫定)

③ 被扶養者の特定健診

《実施結果》

- ・無料健診を6月～11月で実施（19市町、40会場、90日間）、新型コロナウイルス感染症を考慮して、日程を5日間増加した。
- ・次年度に向けた無料健診の準備として、乳がん・子宮頸がんの同時実施会場の増加を市町へ説明し依頼した（次年度からの継続）。
- ・特定健診の開始年齢が40歳であることから、40歳代への個別勧奨を8月から開始。
- ・同会場同日程の場合に、早い日程（6月7月）に申し込みが集中する傾向を生かし、遅い日程（10月11月）について、再勧奨を簡易なハガキで案内した。その際に健診実施機関が新型コロナウイルス感染症対策が万全である（安心して受けていただける）ことを周知した。受診者数は対前年度比124%（R3:13,786件、R2:11,077件）
- ・冬の無料健診を1月～3月で実施（16市町、20会場、29日間）、11/24に案内を送付した（対象件数：20,449件）。

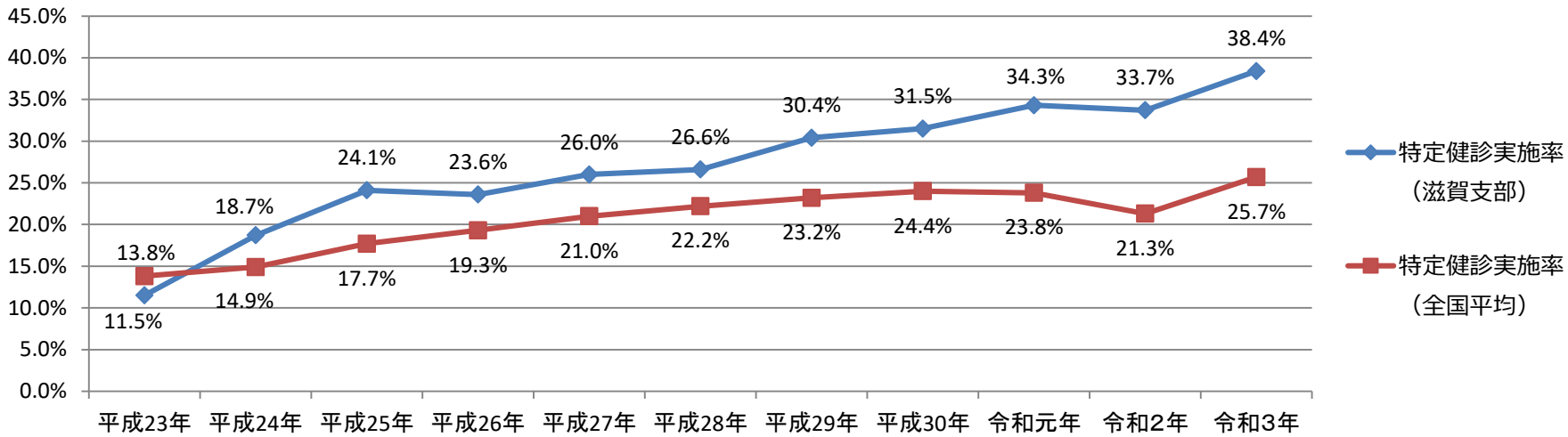
《評価と課題》

令和2年度から開始した後半の日程（10月・11月・3月）への再勧奨により、受診者数の増加につながった。健診の申し込み時期や健診受診日のタイミングでコロナが感染拡大すると申込数及び受診者数に影響を及ぼしやすいため、案内を届ける再勧奨は非常に効果的であった。

がん検診との同時実施を市町に働きかける資料も工夫することで、特にニーズの高い乳がん検診の同時実施会場が16から23会場に令和4年度は増加した。

目標	上期（中間） 14.4%						下期（期末） 37.1%					
対象者 39,738人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受診者数	169	106	386	2,087	927	1,456	2,455	2,564	2,094	189	505	1,587
受診者数 （累計）	169	275	661	2,748	3,675	5,131	7,586	10,150	12,244	12,433	12,938	14,526
実施率	0.45%	0.73%	1.75%	7.27%	9.72%	13.57%	20.06%	26.84%	32.38%	32.88%	34.21%	38.41%
前年実績	97	37	76	1,590	1,337	1,344	2,181	1,389	1,767	367	880	2,000
伸び率 （累計）	174%	205%	315%	153%	117%	115%	114%	126%	125%	122%	117%	111%

特定健診受診率実績の推移



() 内の数値は全国順

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数 (40～74歳)		38,873人	39,030人	39,692人	39,884人	39,580人	39,012人	39,187人	39,159人	39,196人	38,758人	37,819人
受診者数 (実績)		4,471人	7,304人	9,562人	9,411人	10,288人	10,368人	11,894人	12,339人	13,441人	13,058人	14,525人
実施率	滋賀	11.5% (38位)	18.7% (15位)	24.1% (5位)	23.6% (9位)	26.0% (9位)	26.6% (12位)	30.4% (5位)	31.5% (6位)	34.3% (3位)	33.7% (3位)	38.4% (3位)
	全国	13.8%	14.9%	17.7%	19.3%	21.0%	22.2%	23.2%	24.4%	23.8%	21.3%	25.7% (暫定)

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

ii 特定保健指導の実施率及び質の向上

＜事業計画＞

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
 - ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。
 - ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標の設定及び身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成に着手する。
 - ・ また、事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定に着手する。
- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を28.5%以上とする
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を28.6%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考）目標 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
被保険者の特定保健指導の実施率	16.6%	25.0%	28.5%	18.6%	3,635人/19,501人
被扶養者の特定保健指導の実施率	30.8%	8.0%	28.6%	24.2%	350人/1,448人

①被保険者

《実施結果》

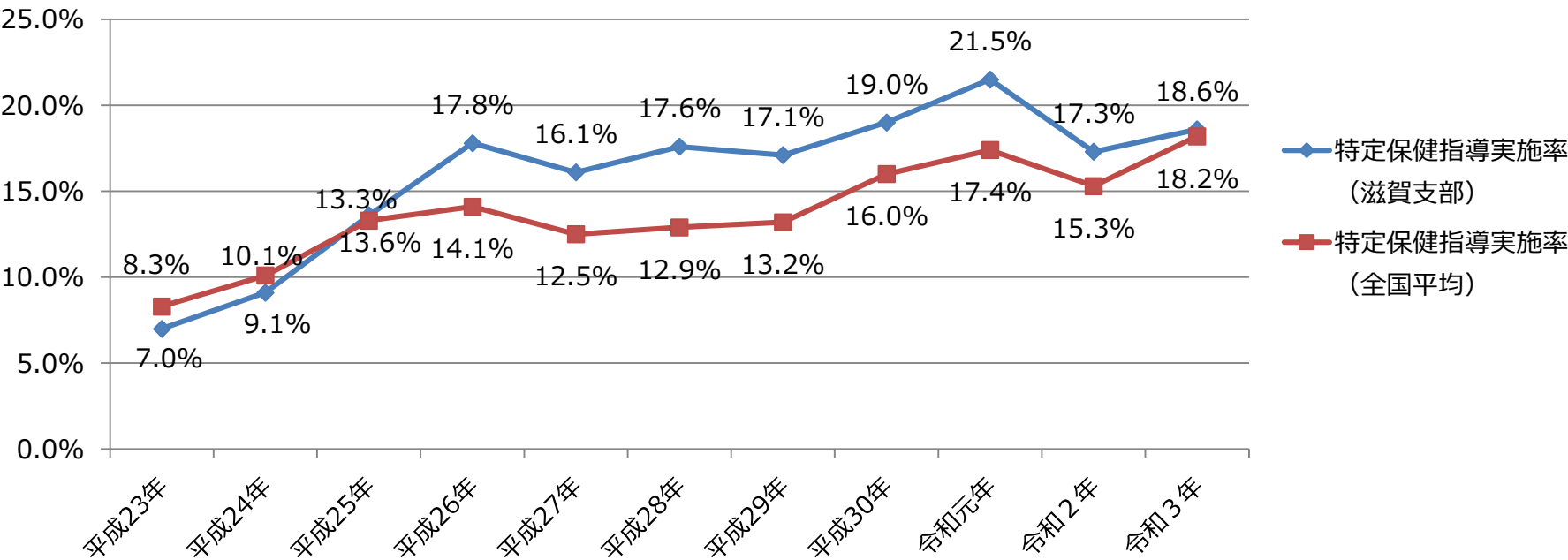
- ・前年度下期に実施した新規委託機関の拡大を図り、そのための訪問による説明等を丁寧に行う。実施率の高い健診機関の取り組みを確認し、実施率の低い健診機関や未委託の健診機関へ方法等を展開する。
- ・6月1日から市立野洲病院と新規委託契約開始。
- ・特定保健指導実施率の低い業界団体への訪問を11月に実施。生活習慣病のリスク等について業態別カルテを利用して説明し、広報等における協力依頼を行った。今後は各協会と連携し、コラボヘルスを進めていく。（滋賀県トラック協会、滋賀県バス協会、滋賀県タクシー協会）

《評価と課題》

- ・生活習慣病予防健診調査時等の勧奨により興味は示すものの、新規委託にはつながらなかった。
- ・実施率の高い支部の状況を、健診機関へ伝えたが、マンパワー不足を理由に実施件数が増加しない状況が続いているので、健診機関との打ち合わせを行い、「阻害要因が何か、課題解決には何が必要か」を両者で考えていく必要がある。
- ・支部におけるマンパワー不足（指導者の欠員）もあり、外部委託での実施が急務である。

目標	上期（中間）10.5%						下期（期末）28.5%					
対象者 19,501人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受診者数	346	286	320	298	349	262	267	296	200	230	305	476
受診者数 （累計）	346	632	952	1,250	1,599	1,861	2,128	2,424	2,624	2,854	3,159	3,635
実施率	1.77%	3.24%	4.88%	6.41%	8.20%	9.54%	10.91%	12.43%	13.46%	14.64%	16.20%	18.64%
前年実績	241	5	485	195	245	165	218	204	331	291	282	520
伸び率 （累計）	144%	257%	130%	135%	137%	139%	137%	138%	126%	120%	119%	114%

特定保健指導実施率（被保険者）の推移



		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数 (40～74歳)	滋賀	10,720人	12,268人	13,482人	14,351人	15,139人	16,115人	16,922人	18,303人	18,942人	18,365人	19,501人
受診者数 (実績)	滋賀	755人	1,134人	1,836人	2,548人	2,436人	2,838人	2,900人	3,483人	4,069人	3,182人	3,635人
実施率	滋賀	7.0%	9.1%	13.6%	17.8%	16.1%	17.6%	17.1%	19.0%	21.5%	17.3%	18.6%
	全国	8.3%	10.1%	13.3%	14.1%	12.5%	12.9%	13.2%	16.0%	17.4%	15.3%	18.2% (暫定)

②被扶養者

《実施結果》

- ・無料健診会場での特定保健指導分割実施の実行性を高めるため、次年度の無料健診の参加条件のなかに「特定保健指導の実施率」を評価点に加えた。そのことにより、健診機関では当日実施に力を入れている。
- ・初回面談件数は対前年度比122%（R3:565件、R2:463件）となっており、昨年度並みの評価件数が見込まれる。
- ・初回面談分割実施は平成30年度から始まったため、今後は特定保健指導対象者のリピーター対策も必要となる。

《評価と課題》

- ・無料健診を受診される方が多いため、無料健診会場での当日分割実施が有効である。
- ・当日実施をするためには、声掛けから保健指導の実施までの動線が重要であることを理解し、無料健診を実施している6機関で好事例を共有する必要がある。

目標	上期（中間） 11.0%						下期（期末） 28.6%					
対象者 1,448人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受診者数	32	20	30	53	10	17	13	34	22	34	31	54
受診者数 （累計）	32	52	82	135	145	162	175	209	231	265	296	350
実施率	2.21%	3.59%	5.66%	9.32%	10.01%	11.19%	12.09%	14.43%	15.95%	18.30%	20.44%	24.17%
前年実績	34	37	50	31	18	8	4	34	58	56	52	11
伸び率 （累計）	94%	73%	68%	89%	85%	91%	96%	97%	84%	80%	77%	89%

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

iii 重症化予防対策の推進

＜事業計画＞

- ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目した受診勧奨の必要性について検討する。
- ・ また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考）目標 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	10.9%	11.8%	11.8%	9.9%	

＜実施結果＞

- ・ 本部による一次勧奨後に、より重症域にある方で受診状況の回答がない方へ、支部から文書または電話による二次勧奨を実施した。実績値は令和2年10月から令和3年9月までに健診を受診した人で、本部の一次勧奨から3か月以内に医療機関へ受診した人の割合。
- ・ 受診しない回答理由の一つとして、コロナが収束してからという回答も多かった。
- ・ 令和2年度に引き続き、事業所における声掛けが進むようポスターを作成し、関係団体（労働基準協会）を通じて、安全衛生週間に配布を依頼した。

＜評価と課題＞

- ・ 電話勧奨は事業所へ電話をし、対象者を呼び出してもらうため、仕事中で電話に出られずに勧奨出来ないことも多い。
- ・ 健康アクション宣言事業所における事業所での受診勧奨が進んでいる事例を確認し、他の事業所へ好事例を展開することも必要である。
- ・ 事業者健診結果データと同様に、他の関係団体との連携も必要である。そのためには業態別カルテにより、業種業態別の健康状態見える化したツールの活用も必要である。

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

iv 健康経営（コラボヘルスの推進）

＜＜事業計画＞＞

- ・健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。
 - ・健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。
 - ・保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。
- KPI：健康宣言事業所数を500事業所以上とする。

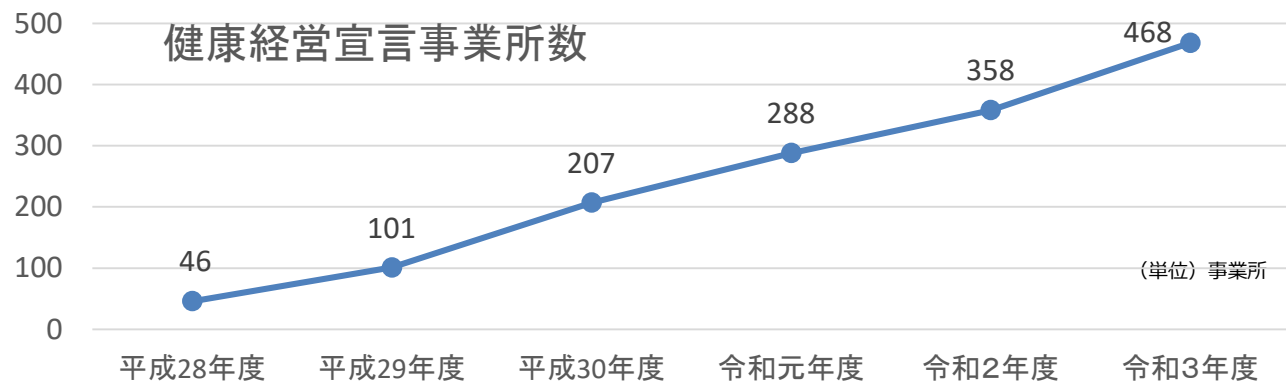
数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考）目標 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
健康経営宣言事業所数	358	57,000	500	468	R4.3末現在

＜＜実施結果＞＞

- ・8/11に「健康経営セミナー」をZoomにて開催。当日参加者35名。R4.6月末現在のYoutube視聴数約1,370回。
- ・健康宣言事業所数拡大のため外部協力事業者を公募。（4社）
- ・R4/1/11に健康宣言勧奨文書を発送（約1,700事業所宛）
- ・「健康経営取り組み事例集」を作成し、R4/2に健康保険委員あて約2,000部配布。
- ・R4/3/16に栗東さくらにて事例発表を主な内容とした「健康経営セミナー」を開催。R4.6月末現在のYouTube視聴数約200回。

＜＜評価と課題＞＞

- ・7月に宣言項目の見直しを行い、併せて既宣言事業所のフォロー体制（1年の事業サイクル）を定めた。また、宣言事業所獲得のため、外部の協力事業者の公募や事業所カルテを用いた文書勧奨といった新たな取り組みを行った。
- ・R4/1の勧奨は反応率が低かったため、宣言事業所獲得のための新たな施策の検討が必要である。



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康経営宣言事業所数	46	101	207	288	358	468

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康教室実施数	30	41	47	37	60	67

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
血管年齢測定器貸出数	40	66	73	98	101	114

2 戦略的保険者機能関係

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

「事業計画」

- 本部において、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレットを作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、Youtube等の動画を活用した広報を行う。支部においては、本部で作成した動画等も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
- 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。
 - KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考）目標 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	43.0%	46.0%	46.0%	41.1%	R4.3末現在

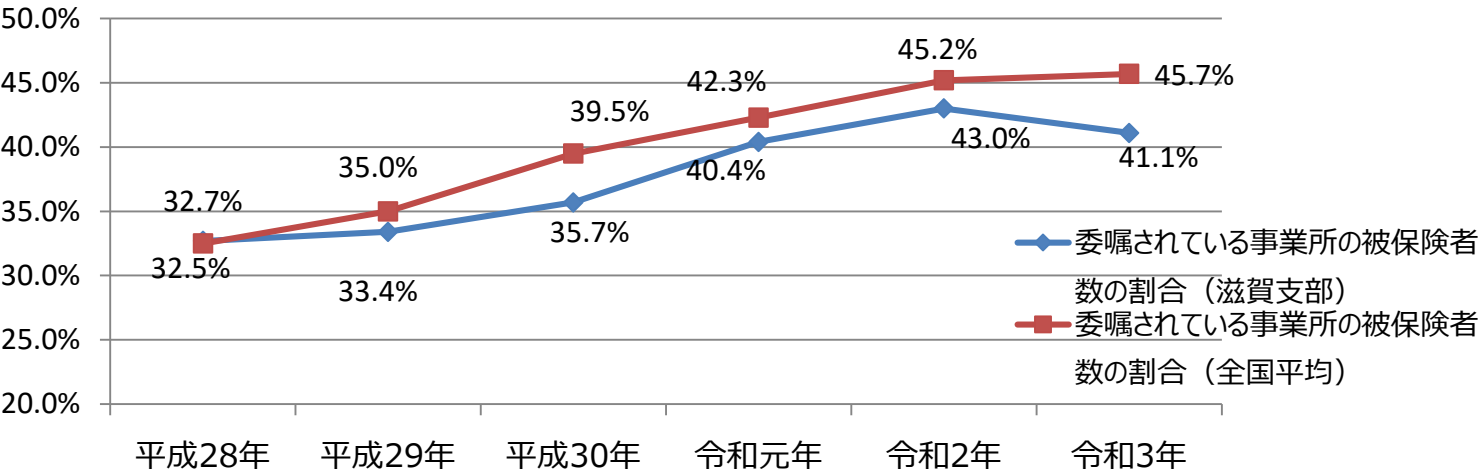
「実施結果」

- 7/6に「事務講習会」をZoomにて開催。当日参加者104名。R4.6月末現在のYoutube視聴数約14,000回（※解説パート毎の動画に切り分けて公開。そのうち最も多く視聴されている「限度額適用認定申請書の書き方」の再生回数。）
- 健康保険委員委嘱勧奨（文書）。4月1,000件、8月1,300件、11月2,254件、1月1,218件。
- 3月末現在令和3年度新規委嘱者数358名（解嘱者数117名）
- 新規適用事業所へ生活習慣病予防健診案内時に勧奨文書同封（R4.3月末まで710件）

「評価と課題」

- 健康保険委員の新規委嘱者数が伸びているにもかかわらず、被保険者カバー率が下がっているのは中～大規模事業所への勧奨（R4.1に健康宣言勧奨と併せて実施）が低反応であり、被保険者数の増加分や退職等による健保委員の減少分をカバーすることができなかったためである。中～大規模事業所の勧奨に向けた新たな施策の検討が必要である。

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合



令和4年3月末現在

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
委嘱者数	滋賀	1,249人	1,165人	1,266人	1,392人	1,569人	1,742人
	全国	117,450人	129,879人	152,952人	179,989人	203,425人	236,986人
被保険者カバー率	滋賀	32.7%	33.4%	35.7%	40.4%	43.0%	41.1%
	全国	32.5%	35.0%	39.5%	42.3%	45.2%	47.6%

2 戦略的保険者機能関係

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

《事業計画》

＜課題分析＞

・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

＜医療機関・薬局へのアプローチ＞

・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

＜加入者へのアプローチ＞

・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。

・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）80.9%以上とする。

※医科、DPC、調剤、歯科

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考）目標 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
ジェネリック医薬品使用割合	81.4%	（すべての支部で） 80.0%	80.9%	81.0%	令和3年度実績は 令和4年2月診療分

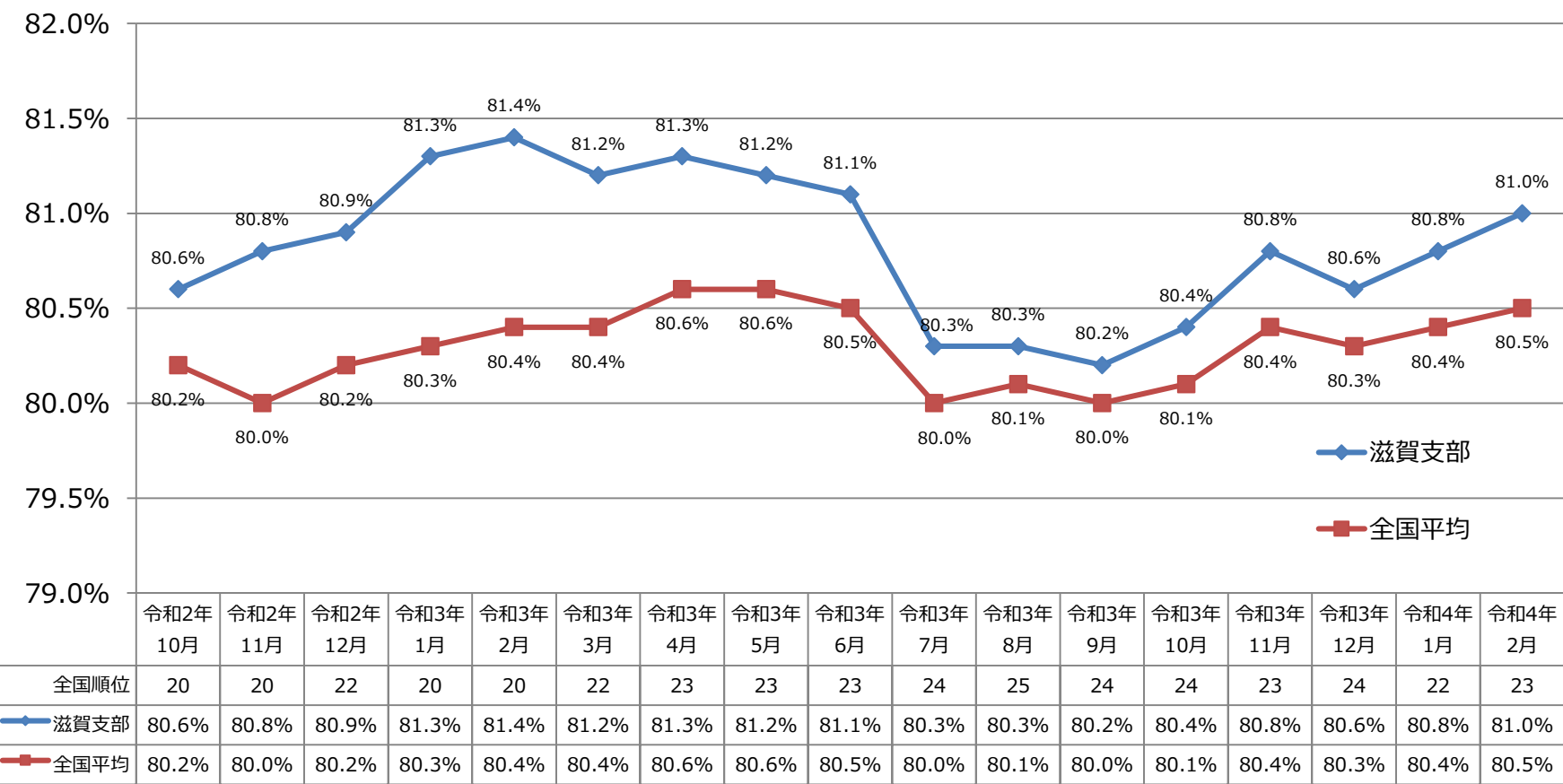
《実施結果》

- ・県内医療機関へ見える化ツールの提供（8月）
- ・県薬剤師会、製薬会社（大原薬品工業株式会社）と協働した「ジェネリック医薬品セミナー」の開催（R4.3Web開催）

《評価と課題》

- ・製薬会社の不祥事等に端を発したジェネリック医薬品の供給不足等の影響により、「見える化ツール」の提供は年2回実施する予定であったが、年1回の発送となった。（R4年度は年に2回発送する予定）
- ・R4.3開催のセミナーは、ジェネリック医薬品の供給不足等の状況について正しく理解していただくための情報提供の場として実施。協会けんぽとしては、ジェネリック医薬品の使用促進を訴求する上で、ジェネリック医薬品を取り巻くこのような状況についても広く周知する必要があると考えている。

ジェネリック医薬品使用状況 <新指標による後発医薬品割合（数量ベース）>



注 1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）
なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注 2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注 3. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注 4. 「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省）、「国全体の使用割合_医科・DPC・調剤・歯科」は「医薬品価格調査」（厚生労働省）による。

注 5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

2 戦略的保険者機能関係

(4) インセンティブ制度の着実な実施

＜事業計画＞

- ・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る。【本部実施】
- ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

数値指標

KPIの設定なし

＜実施結果＞

- ・健康保険委員向け広報誌（R3年6月号）、メールマガジン（R3年6月号）に広報記事掲載
- ・TVCM作成（R3年8月放送）
- ・WEB広報とラジオドラマ放送（R3年12月～R4年1月）
- ・保険料率広報時にインセンティブ制度の説明も加えて経済団体広報誌等への広告出稿（R4年2月）

＜評価と課題＞

- ・WEB広報時の素材は、インセンティブ制度の5項目の中の「保健指導」に焦点を当てた内容としたため、保健事業での広報に転用、二次利用することができた。個々の項目に着目すると他事業へも転用できるという利点があるが、一方で制度全体の仕組みなども広報する必要があり、バランスを考えて広報を行うことが重要である。
- ・認知度等の効果を定量的に測定することが課題である。

2 戦略的保険者機能関係

(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

i 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

＜事業計画＞

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

数値指標

KPIの設定なし

＜実施結果＞

- ・ データに基づく意見発信につなげることができなかった。

＜評価と課題＞

- ・ 本部が実施する統計分析研修等を活用し、データを扱える職員を増やす必要がある。

2（5）地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

ii 医療提供体制に係る意見発信

＜＜事業計画＞＞

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議 や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

数値指標	KPIの設定なし	他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする 【参考】令和元年度実績 参加率100% 令和2年度実績 参加率100%
------	----------	---

＜＜実施結果＞＞

- ・地域医療構想調整会議が開催されなかったため意見発信を行えていない。

＜＜評価と課題＞＞

- ・医療圏ごとの医療提供体制等についてデータを収集しておく必要がある。

他の被用者保険者と連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	100%	100%	100%	100%	—

協会けんぽが参加している圏域

湖南圏域
東近江圏域
湖東圏域
甲賀圏域

2（5）地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

iii 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

＜＜事業計画＞＞

- ・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。
- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

＜＜実施内容＞＞

- ・子ども医療費適正化を訴求するため、県内すべての小学3～6年生に配布される「防災ハンドブック」へ広告を出稿（9月配布）
- ・R4年2～3月、WEB等メディア広報

＜＜評価と課題＞＞

- ・防災ハンドブックでは「#8000」に関する記事を出稿した。このハンドブックは防災授業で使用される場合もある等、子どもを対象に広報をすることができる媒体であり、保護者への訴求効果も見込まれる。滋賀支部は子供の時間外受診の割合が高いため、今後も継続して出稿することを検討したい。
- ・WEB広報では「#8000」、「保険証の正しい使用方法」、「時間外/休日受診」の3つのテーマで動画を作成。今後は、ジェネリック医薬品の供給状況も見ながら、ジェネリック医薬品の使用促進を広報に含めることも検討したい。

2 戦略的保険者機能関係

(6) 調査研究の推進

i 本部・支部による医療費分析

≪事業計画≫

- ・医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。【本部実施】
- ・本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。【本部実施】
- ・支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

数値指標	KPIの設定なし
------	----------

≪実施内容≫

- ・外部有識者の知見等を活用した分析の実施には至らなかった。

≪評価と課題≫

- ・本部が実施する統計分析研修等を活用し、データを扱える職員を増やす必要がある。

2（6）調査研究の推進

ii 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施

<<事業計画>>

- ・本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。【本部実施】
- ・統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、調査研究を推進するための体制のあり方について検討する。

数値指標	KPIの設定なし
------	----------

<<実施内容>>

- ・調査研究を推進するための体制について検討を行うに至らなかった。

<<評価と課題>>

- ・本部が実施する統計分析研修等を活用し、データを扱える職員を増やす必要がある。

3 組織・運営体制関係

(1) 人事・組織に関する取組

i 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

《事業計画》

- ・グループ長補佐への昇格後に受講する階層別研修において、外部講師による管理職としてのマネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか、様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。
- ・支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。

《実施内容》

- ・業務改善提案委員会の開催（6・10・3月）
- ・グループ長補佐による評価面談等を実施し、マネジメント能力の向上につなげた。

《評価と課題》

- ・次期システムの運用開始後、次期システムによる業務の進捗状況等を踏まえ、支部の適切な人員配置等を検討する。

3（1）人事・組織に関する取組

ii 人事評価制度の適正な運用

＜＜事業計画＞＞

- ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

＜＜実施内容＞＞

- ・ 毎月、進捗会議を開催し、グループ毎に統一様式を用いて目標に向けた進捗状況の確認を行った。
- ・ 人事評価に関して、管理職の意識を統一する場を設け評価を行った。

＜＜評価と課題＞＞

- ・ 評価者の評価基準の更なる均てん化を進める。

3（1）人事・組織に関する取組

iii OJTを中心とした人材育成

＜＜事業計画＞＞

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進めるための情報収集を行う。

＜＜実施結果＞＞

- ・ 4月採用新入職員のOJTを各グループにて実施。（9月まで）
- ・ ビジネススキル研修（電話対応） 7月実施
- ・ 業務改善研修（段取り力） 10月実施
- ・ お客様満足度向上研修 12月実施

＜＜評価と課題＞＞

- ・ 新入職員が各グループの業務に従事できるよう計画的なOJTを引き続き進める。

3（１）人事・組織に関する取組

iv 支部業績評価の実施

《事業計画》

- ・支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。【本部実施】

《実施結果》

- ・本部により毎年度、評価方法の見直しが行われている。

《評価と課題》

- ・評価方法等の見直しに応じ、支部の業績向上にさらに努める。

3 組織・運営体制関係

(2) 内部統制に関する取組

i リスク管理

＜＜事業計画＞＞

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報への取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

＜＜実施結果＞＞

- ・ 個人情報保護、コンプライアンス研修 10月実施
- ・ ハラスメント防止研修 11月実施
- ・ メンタルヘルス研修 12月実施

＜＜評価と課題＞＞

- ・ 上記の研修や定期的な委員会の開催に加え、引き続き、朝礼等での事例の読み合わせ等を継続して実施することで啓発を行う。

3（2）内部統制に関する取組

ii コンプライアンスの徹底

＜＜事業計画＞＞

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る
- ・職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。

＜＜実施結果＞＞

- ・コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会の開催（6月、9月、12月、3月）
- ・「コンプライアンスマニュアル」を支部で作成し、朝礼時に各グループで読み合わせを行った。（5～9月）
- ・「情報セキュリティマニュアル」を朝礼時に各グループで読み合わせを行った。（10月～）

＜＜評価と課題＞＞

- ・定期的な委員会の開催に加え、引き続き、朝礼等でのマニュアルの読み合わせ等を継続して実施することで啓発を行う。

3 組織・運営体制関係

(3) その他の取組

i 費用対効果を踏まえたコスト削減等

《事業計画》

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
 - ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次の調達改善に繋げる。
 - ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

数値指標（KPI）	実績 令和2年度 滋賀支部	（参考）目標 令和3年度 全国	目標 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 滋賀支部	備考
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	33.3% (3/9)	20.0%	20.0%	25.0%	R4.3末現在

<<実施結果>>

入札案件	応札状況	契約年月日
滋賀支部が発送する郵便物に関する郵便局への差出業務委託	1社	令和3年4月1日
血管年齢測定器の貸出事業に関する賃貸借契約	複数社	令和3年4月27日
被扶養者の特定健診未受診者への追加受診勧奨はがきの作成	複数社	令和3年7月29日
生活習慣病予防健診未受診者への受診勧奨はがきの作成	1社	令和3年8月30日
令和3年度電話による「定期健康診断結果データの提出勧奨」および「生活習慣病予防健診の受診勧奨」等にかかる業務委託	複数社	令和3年9月15日
特定健診未受診者に対する令和3年度冬季無料健診受診勧奨にかかる案内ハガキ作成業務委託	複数社	令和3年10月11日
令和4年度生活習慣病予防健診案内等発送にかかる業務委託	複数社	令和3年10月14日
令和4年度生活習慣病予防健診案内等発送にかかる支部独自印刷物の作成	複数社	令和4年2月16日

<<評価と課題>>

- ・公告期間を適切に設定し、公告後の事業者への声掛け等を積極的に行ったが、KPIは未達成となった。
- より多くの事業者が入札に参加できるよう仕様書等の内容にも気を配り、適切な調達行為の実施を心がける。